

改正 平成28年3月31日 原規総発第1603316号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成28年3月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

				(傍線部分は改正部分)			
改正後				改正前			
(決裁文書等の取扱) 第20条 (1) (2)・(3) 略 4 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、総務課 <u>監査・業務改善推進室</u> の所掌に係る決裁文書については、総務課 <u>監査・業務改善推進室</u> 長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。				(決裁文書等の取扱) 第20条 (2) (2)・(3) 略 4 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、総務課 <u>マネジメント推進室</u> の所掌に係る決裁文書については、総務課 <u>マネジメント推進室</u> 長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。			
別表第2 (共通事項)				別表第2 (共通事項)			
(2) 共通の法令事務				(2) 共通の法令事務			
事項番号	専決事項	専決者	会議者	事項番号	専決事項	専決者	会議者
50	物品管理法(昭和31年法律第113号)第5条第2項の規定による分類換の承認に関する <u>こと。</u>	参事官 <u>(会計担当)</u>		(新規)	(新規)	(新規)	
51	物品管理法第16条第2項の規定による管理換の承認に関する <u>こと。</u>	参事官 <u>(会計担当)</u>		(新規)	(新規)	(新規)	
52	物品管理法第27条の規定による不用の決定等の承認に関する <u>こと。</u>	参事官 <u>(会計担当)</u>		(新規)	(新規)	(新規)	

53	<u>物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)第44条の2の規定による検査員の任命に関すること。</u>	<u>参事官(会計担当)</u>		(新規)	(新規)	(新規)	